

指定通所介護重要事項説明書
第1号通所事業重要事項説明書
＜静岡県指定第2272100021号＞

社会福祉法人 岳南厚生会
デイサービスセンターやすらぎホーム

当事業所は介護保険の指定を受け、ご契約書に対して指定通所介護サービス及び第1号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

＊当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は条件により可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者
2. 事業者の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 緊急時及び事故発生時の連絡先
7. 非常災害対策
8. 身体拘束
9. 虐待防止に関する事項
10. 感染症予防策について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人岳南厚生会
(2) 法人所在地 静岡県富士宮市貫戸103-2
(3) 電話番号 0544-23-0486
(4) 代表者氏名 理事長 齊藤文彦
(5) 設立年月 昭和62年4月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年2月1日指定
第1号通所事業所 ・平成27年4月1日指定
当事業所は特別養護老人ホーム高原荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定通所介護・第1号通所事業は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターやすらぎホーム
- (4) 事業所の所在地 静岡県富士宮市貫戸103-2
- (5) 電話番号 0544-23-0486
- (6) 管理者氏名 齊藤浩理
- (7) 当事業所の運営方針 日帰りの援助を、利用者個人の要介護度に応じた介護を基本とし、一日の生活が快適に且つ心身の機能維持及び向上がはかれるよう行う。
- (8) 開設年月 平成12年 4月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 富士宮市、富士市
- (10) 営業日及び営業時間

営業日 営業時間	月～金 8時00分～17時30分
休業日	土曜日 日曜日 12月30日～1月3日（年末年始）
サービス提供時間	月～金 9時00分～16時15分

- (11) 利用定員 30名

3. 職員体制（主たる職員）

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常 勤		非常勤	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務
1. 管理者		1		
2. 生活相談員		2		
3. 介護職員	2	2	4	
4. 看護職員		1		1
5. 機能訓練指導員		2		1

＊介護職員・及び看護職員の勤務時間は、「8：00～17：00・8：30～17：30」を基本とします。
但し、看護師は利用者の滞在時間勤務とします。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 介護保険の給付対象で一部負担をしていただく場合
(2) 介護保険の給付対象外で全額、負担をしていただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

☆利用単位表（7時間～8時間未満）

要 介 護 度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス	6 5 8	7 7 7	9 0 0	1 0 2 3	1 1 4 8
入浴介助加算（Ⅰ）	4 0 単位				
通所介護サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 8 単位				
中重度者ケア体制加算	4 5 単位				
	要支援1または事業対象者		要支援 2		
基本サービス	1 7 9 8 単位		3 6 2 1 単位		
予防通所サービス提供体制加算Ⅱ	7 2 単位		1 4 4 単位		

※ 富士宮市及び富士市では、該当する地域区分「7級地」に則り、上記介護サービス費に対し地域区分別単価割合（10,14 円）を乗じた金額となり、自己負担金額は、その1割となります。

※ 介護職員処遇改善加算が新設され、上記の加算を合わせた総単位数に加算率を乗じた単価となり、自己負担額は、【自己負担割合証に応じた金額】となります。

保険給付外	昼 食
食 費	8 2 0 円（内おやつ1 0 0 円）
1回あたりのご利用者が負担する料金は、前記の合計額が基本となります。	

＊サービス提供体制加算は、介護福祉士の資格を持った職員を、介護職員の50%以上配置している時。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供（食 費）

1 回につき 8 2 0 円（内おやつ 1 0 0 円）（但し、行事等で特別な食事の場合はその実費）

② 趣味活動等に関する物

ご自分の所有となる作品、おやつ作り等の材料実費

③ 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち介護報酬額を超える額（時間延長サービス）延長 1 時間につき 500 円

④ 日常生活品の中で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用

紙オムツ代	フラット型	1 枚につき	2 5 円
	パンツ型	1 枚につき	7 0 円
その他	個別に必要な物		

⑤ 送迎費用

実施地域の場合 無 料

実施地域以外の場合 1 km 5 0 円（但し、実施地域以外からの距離数）

☆経済事情の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明いたします。

（3）料金のお支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、岳南厚生会が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。

お支払い方法は、原則として口座引き落としさせていただきます。
なお、口座引き落とし以外のお支払いについては、事業所までご相談下さい。

* 前期は「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成していない場合など「償還払い」の取扱いに於いては、一旦ご利用者に基本料金をお支払いいただき、その後市町村に対して保険給付分（基本料金の 9 割）を請求していただくこととなります。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用の追加をすることが出来ます。この場合には、サービスを受ける前日までに申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として「自己負担相当額」をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ご利用者の希望する日・曜日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日等を提示し協議致します。

(5) サービスの終了

○サービスを終了していただく場合（契約の終了） 当施設との契約は契約書第2条に定めるところにより、特段の申し出が無い場合には自動更新されます。以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了していただくことになります。（契約書第一章第2条及び第六章第18条から第21条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から終了の申し出があった場合（詳細は下記（1）をご参照下さい。）
- ⑥事業者から終了の申し出を行った場合（詳細は下記（2）をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの契約終了の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者からサービスの終了を申し出ることができます。 その場合には、口頭にてお申し出ください。 ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、サービスを終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④契約者に係るケアプランが変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ 又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合 において事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第21条参照） 以下の事項に該当する場合には、契約を終了させていただきます。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、以後1ヵ月の催告にもかかわらずこれが支払わない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
 - ・利用者およびご契約者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・カスタマーハラスメント・つきまとい・セクシャルハラスメントなどの行為について、事実確認の上改善を求め、それでも解消されない場合
- ④ ご契約者が連続して3ヵ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が入居施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

5. サービス相談窓口及び苦情受付について

(1) 当事業所における苦情の受付やご相談

○苦情受付窓口担当者

生活相談員 齊藤佳奈、長谷川るみ子

電話番号 0544-23-0486

○受付時間 月曜日～土曜日
8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

富士宮市 保健福祉部 福祉企画課	富士宮市弓沢町150番地 電話番号 (0544) 22-1114 FAX (0544) 22-1277
富士市 福祉総務課 福祉指導室	富士市永田町1丁目100番地 電話番号 (0545) 55-2863
静岡県 国民健康保険団体連合会	静岡市春日2-4-34 電話番号 (054) 253-5590 FAX (054) 251-3445

(3) サービスに関する苦情相談は、まず事業者申し出ることになります。

事業者は、苦情受付担当者や責任者をおき、さらに中立な第三者委員を任命し、話し合いによる解決に努めます。

第三者委員

後藤憲治（税理士） 富士宮市大宮町16番17号 27-2225

6. 緊急時及び事故発生時の連絡先

主治医・ご親族等緊急時及び事故発生時の連絡先は、予め担当サービス事業者により確認させていただきます。サービス提供中にお客様の様態の急変等があった場合には、当該の連絡先及び居宅介護支援事業者等へ連絡します。

7. 非常災害対策

通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

8. 身体拘束

事業者は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動の制限をする行為を行わないこととします。

2 緊急やむを得ない場合と施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施します。

慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づくものとします。

- (1) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3 緊急やむを得ず身体拘束その他、入居者の行動を制限する行為を行う場合は、次に掲げる手続きによらなければならないこととします。

(1) 利用者、家族等への説明

家族、又は代理人等に連絡し面接し、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に基づいて詳細な説明をおこない、家族等の十分な理解と同意を得て署名捺印を求めることとします

(2) 介護記録への記載

実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状況等を記録することとします

(3) 拘束解除を目標に継続的カンファレンスをおこないます

身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、継続的カンファレンスを行い検討します。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待防止のため、管理者を虐待防止に関する責任者とし、虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施等、必要な措置を取ります。又、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、富士宮市高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って適切な対応を行います。

10. 感染症予防対策について

感染症予防及びまん延防止のため、感染症委員会を設置し、日常的な健康管理や手指消毒等の基本的な感染症対策の見直しや、全体研修を実施し関係者にコロナウィルス感染者や濃厚接触者が出た事を想定した実践式訓練を実施します。

11. 損害賠償責任について

- (1) やすらぎホームは通所介護サービスの提供に伴って、やすらぎホームの責めに帰すべき事由により、利用者様又はそのご家族等の介護者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

- (2) 利用者様又はそのご家族等の介護者は、そのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、やすらぎホームのサービス従業者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害賠償を請求される場合があります。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供につき、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターやすらぎホーム

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

代理人住所

氏名